

○ 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百二十六号） 新旧対照条文（抄）
 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）（附則第八項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（審査及び仲裁） 第八十五条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 第一項の規定により審査若しくは仲裁の請求があつた事件又は前項の規定により行政官庁が審査若しくは仲裁を開始した事件について民事訴訟が提起されたときは、行政官庁は、当該事件について、審査又は仲裁をしない。</p> <p>④・⑤（略）</p> <p>第八十六条 前条の規定による審査及び仲裁の結果に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官の審査又は仲裁を請求することができる。</p> <p>② 前条第三項の規定は、前項の規定により審査又は仲裁の請求があつた場合に、これを準用する。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>第百条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 都道府県労働基準局長は、労働基準局長又は地方労働局長の指</p>	<p>（審査及び仲裁） 第八十五条（略）</p> <p>②（略） （新設）</p> <p>③・④（略）</p> <p>（労働者災害補償審査会） 第八十六条 前条の規定による審査及び仲裁の結果に不服のある者は、労働者災害補償審査会の審査又は仲裁を請求することができる。</p> <p>② この法律による災害補償に関する事項について、民事訴訟を提起するには、労働者災害補償審査会の審査又は仲裁を経なければならない。</p> <p>③ 労働者災害補償審査会の委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官庁が各々同数を委嘱する。</p> <p>④ 前三項に定めるものの外、労働者災害補償審査会に関し必要な事項は、命令で定める。</p> <p>第百条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 都道府県労働基準局長は、労働基準局長又は地方労働局長の指</p>

揮監督を受けて、管内の労働基準監督署長を指揮監督し、監督方
法の調整、労働基準審議会及び地方賃金審議会に関する事項その
他この法律の施行に関する事項を掌り、所属の官吏を指揮監督す
る。

④・⑤ (略)

揮監督を受けて、管内の労働基準監督署長を指揮監督し、監督方
法の調整、労働基準審議会、地方賃金審議会及び労働者災害補償
審査会に関する事項その他この法律の施行に関する事項を掌り、
所属の官吏を指揮監督する。

④・⑤ (略)